

介護職の褥瘡ケアへの関わり方

大場広美
訪問フットケア フットヘルパー・ノマド 代表, 介護福祉士

Point

- ▶ 介護職にもできるケアがあることを知る
- ▶ 多職種連携をうまく活用する
- ▶ 看護職が介護職向けに研修を

はじめに

利用者や患者の日常生活に関わる介護職。ですが、実は褥瘡ケアの知識がないまま関わっているケースが多くみられます。もちろん褥瘡そのもののケアまたは処置は介護職では行うことができませんが、医療行為ではない褥瘡に関するケアは多くあります。褥瘡ケア行為だけでなく、移乗、移動、ポジショニング、体位変換、おむつ交換などの日常的なケアでも大切なことがたくさんあるため、一緒に考えていきましょう。



介護職ではできない医療行為とは

まずは医療行為とは何かを確認してみましょう(図1)。

医師の場合

医師の場合、医師法などには「医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為」を医行為と解釈されているようです(表1)。

また、「医師でなければ医業をしてはならない」と記されています。医業とは、「医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害

を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことである」と解されています。

医師が業として行う医行為は、医療行為すべてを指してはいないようです。たとえば、調剤は例外を除いて薬剤師でないと行えません。そのため、医師が業として行える医行為のなかには含まれません。

*医行為を業として行えるのは医師のみになりますが、業として行わなければ、緊急時の応急処置(心肺蘇生や自動体外式除細動器の使用など)などの医療行為は資格がなくても実施することができます。

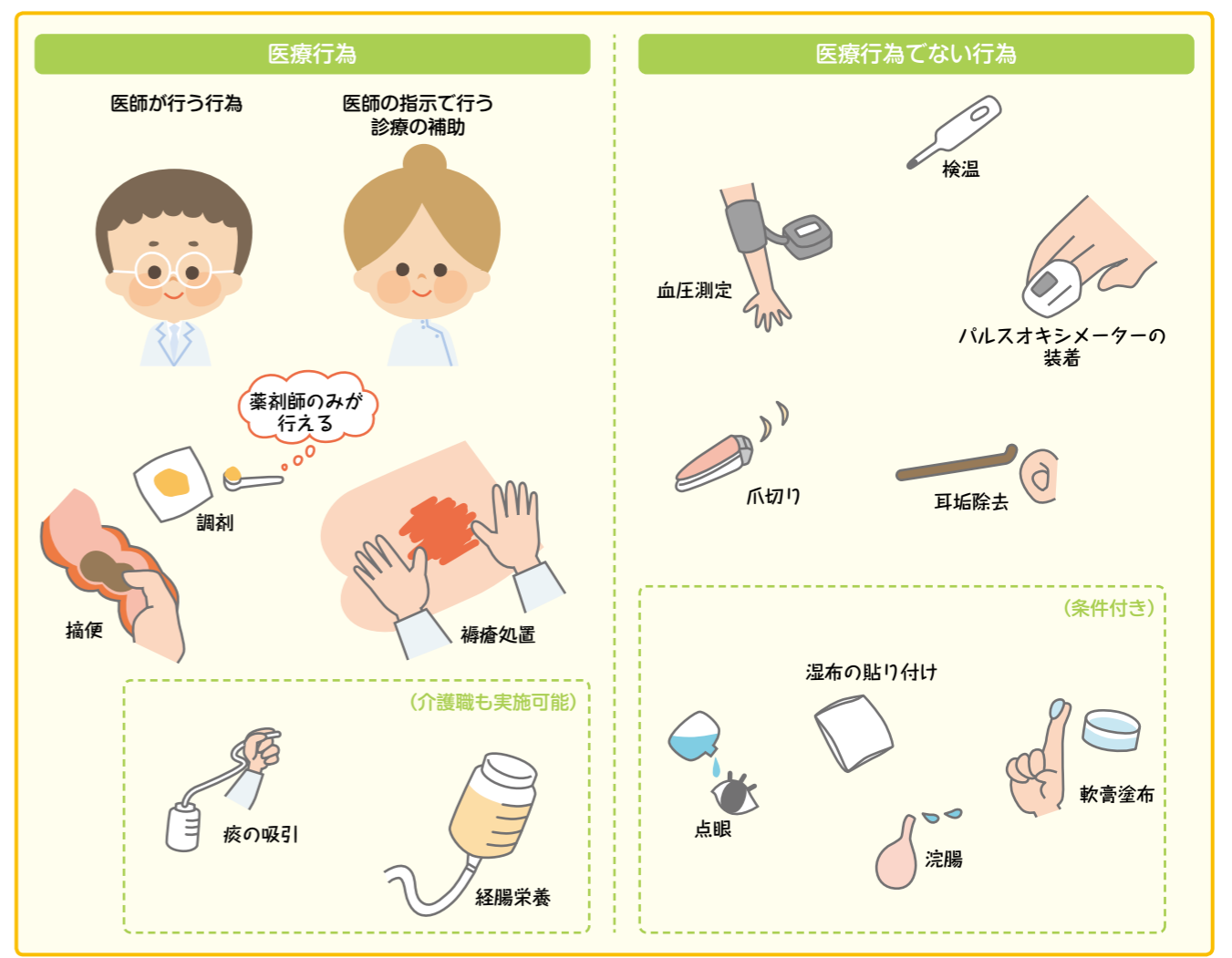


図1 医療行為、そうでない行為